

令和4年度（前期）新型コロナウイルス感染症の影響に伴う授業料等減免募集要領

本学では、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、学費の調達が不能となり、修学の継続が困難と認められる学生に対する経済支援として、下記のとおり授業料等減免の特別措置を講じます。

該当する学生で、この特別措置を希望する場合は、下記の要領を確認のうえ所定の手続きを行ってください。

記

1. 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、原則として以下の要件①、②、③を満たす者。

① 次の1～3のうち一つ以上の要件を満たすこと。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の受給を証明できること。（証明書類の提出が必要）
2. 学生本人の父母又はこれに代わって家計を支えている者（主たる家計支持者一人）の令和3年の所得金額が、令和元年、又は令和2年の所得金額と比較し1/2以下となっていること。
3. 学生本人の父母又はこれに代わって家計を支えている者（主たる家計支持者一人）の令和4年の所得見込額が、令和元年、令和2年、又は令和3年の所得金額と比較し、1/2以下となっていること。

② 主たる家計支持者一人の令和3年の所得金額、もしくは令和4年の所得見込額が次の1又は2の家計基準に該当すること。

1. 給与所得者 841万円以下
2. 給与所得者以外 355万円以下

③ 令和4年4月以降も引き続き家計急変の事情が認められること。

※主たる家計支持者とは、原則、父母又はこれに代わって家計を支えている者で所得が高い方とします。

※国の高等教育の修学支援新制度の採用者は対象となりません。ただし、家計基準の適格認定で「停止」となっている人は対象となります。

また、「商学部第二部奨学金」、「外国人留学生授業料減免」等、既に他の授業料等減免を受けている者は対象となりません。

※令和2年度、3年度に公的支援の対象となった方でも、家計が回復または好転している場合は本制度の対象とならないことがあります。

※外国人留学生は別途要件がありますので学生課にお問い合わせください。

2. 減免内容

令和4年度第1期（前期）の授業料および教育充実費を本学が定める範囲内で減免します。

なお、第1期（前期）の授業料等を既に納入済みの場合は、減免相当額を返還します。

3. 申請期間

令和4年6月10日（金）～令和4年6月27日（月）

4. 提出書類

以下の書類を申請期間内に、学生課奨学金係（③番窓口）に提出してください。

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う授業料等減免願書

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の証明書の写し

※公的支援を受けている場合に必要

※個人を受給対象とする支援制度の場合は、該当年度の主たる家計支持者の所得を基準とした公的支援受給証明書の写しが必要です。

また、世帯を受給対象とする支援制度の場合は、当該世帯に「主たる家計支持者」が含まれていれば対象となります。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響による減収前の家計支持者（父母がいる場合は両方）の所得金額が証明できる書類（「給与所得者」にあつては源泉徴収票の写し、「給与所得者以外」にあつては確定申告書等の写し）

※証明できる書類がない場合は市区町村発行の所得証明書（総所得が明記されたもの）の提出が必要です。

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響による減収後の家計支持者（父母がいる場合は両方）の所得金額が証明できる書類（「給与所得者」にあつては源泉徴収票の写し、「給与所得者以外」にあつては確定申告書等の写し）

※証明できる書類がない場合又は減収後に収入がない場合は市区町村発行の所得証明書（総所得が明記されたもの）の提出が必要です。

(5) 令和4年の家計支持者（父母がいる場合は両方）の所得見込額を証明できる書類（指定様式および「給与所得者」にあつては令和4年1月以降全ての給与明細の写し、「給与所得以外」にあつては令和4年1月以降全ての収支が分かる帳簿の写しの添付が必要）

※無収入の場合、別紙の「収入に関する申告書（令和4年分）」が必要

(6) 学費等納入金返還願

※学費等納入の有無に関わらず必要

(7) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う授業料等減免申請チェックリスト

※提出書類（3）、（4）、（5）について、「給与所得」と「給与所得以外」の両方がある場合は、それぞれの所得金額が証明できる書類の提出が必要です。

※必要に応じて、別途申請書類を求めることがあります。

5. その他

- ・授業料等減免の適用は、新型コロナウイルス感染症に伴う家計状況を審査し、経済的困窮度が著しく高い学生であると本学が判断した場合に限ります。
- ・提出書類の不備や不足が受付処理期間内に解消できない場合は審査ができなくなりますので、あらかじめ承知おきください。
- ・申請に際し、虚偽又は重大な過失があった場合は授業料等減免の決定を取り消す場合があります。

6. 問い合わせ先

福岡大学学生課奨学金係 ☎092-871-6631（代表） 内線 2654・2655

以上